

指 名 停 止 業 者 一 覧

令和7年8月6日 現在

称号または名称	本社 (営業所等) 所在地	指名停止期間始期	指名停止期間終期	措置要件		指名停止理由
新明和工業(株)流体事業部 営業本部東北支店	仙台市	令和7年5月12日	令和7年9月11日	栗原市有資格業者に対する指名停止要領別表第16項 該当	(独占禁止法違反行為)	当該業者は、大手建設業者が発注する特定地下式PS設置工事又は特定エレベーター方式PS設置工事において、他2社と共同して供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるよう見積価格の調整を行うことにより、公共の利益に反して、特定の取引分野における競争を実質的に制限していたことから、令和7年3月24日付けで公正取引委員会から独占禁止法第3条の規定に違反する業者として公表され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことから、栗原市有資格業者に対する指名停止要領別表第16項に基づき指名停止とするもの。
(株)中央技術コンサルタンツ 東北支店	仙台市	令和7年8月6日	令和8年12月5日	栗原市有資格業者に対する指名停止要領別表第19項 該当	(公契約関係競売等妨害等)	当該業者の東北支店長は、令和5年7月19日に実施された気仙沼市発注の道路設計業務の一般競争入札において、事前に同市職員から入札情報に関する情報を受け取り、最低制限価格に近い価格で不正に受注したとして、公契約関係競売等妨害の疑いで令和7年7月21日に宮城県警察に逮捕されたことから、栗原市有資格業者に対する指名停止要領別表第19項に基づき指名停止とするもの。